

「草の根・人間の安全保障無償資金協力」外部委嘱員募集

在スリランカ日本国大使館ではスリランカにおける「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の業務補助をしていただく外部委嘱員を募集しております。

外部委嘱員は、当大使館との委嘱契約に基づき、担当館員の指示のもとで、スリランカにおける「草の根・人間の安全保障無償資金協力」の案件形成、実施及びフォローアップに関わる業務にあたります。

1 業務内容

- (1) 案件形成に係る調査(現地調査を含む)
- (2) 実施案件のモニタリング、フォローアップ
- (3) 贈与契約の署名式、引渡式等の調整、補助業務
- (4) 各種報告書等の書類の作成
- (5) その他「草の根・人間の安全保障無償資金協力」に関連する業務

2 勤務地

在スリランカ日本国大使館内執務室(必要に応じて現地調査を実施)

3 委嘱期間

2021年4月～

各年度の委嘱期限は年度末(3月)までとし、最長通算3年間まで延長可能です。
なお、2年以上の継続契約を希望する者が望ましいです。

4 応募条件

- (1) 語学力:日本語及び英語。シンハラ語・タミル語のスキルがあれば望ましいです。
- (2) 学位:大卒程度以上。開発関連の知識・経験があることが望ましいです。
- (3) 必要な技術資格:上記の業務を行うのに必要なコミュニケーション・調整能力、事務処理能力(ワード、エクセルによる文書や簡単な図表の作成等その他基本的なパソコン操作)があること。開発事業のプロジェクトマネジメントのスキルがあれば望ましいです。
- (4) 募集人数:1名
- (5) 募集期間:2020年12月28日～2021年1月29日

5 待遇

(1) 勤務時間

当館の勤務日・勤務時間に準じます。ただし、必要に応じ当該時間外でも現地調査等を実施することがあります。

(勤務時間)8:30～12:30、 13:30～17:15

(休館日)土・日曜日及び当館で定める休館日

(2) 謝金

外務省外部委嘱制度の規定により支給されます。

(3) 渡航費等(本邦派遣の場合)

外務省外部委嘱制度の規定に基づき、本邦から当地までの渡航費用(往復のディスカウントエコノミークラス最短空港運賃(空港使用料含む))、査証取得料、予防注射接種料、支度料、移転料が外部委嘱契約締結後に支払われます。住居費は限度額の範囲内で実費支給されます。

(4) その他

外部委嘱員契約は雇用契約ではなく業務の委嘱契約であるため、通常の雇用契約に含まれる各種待遇は適用されません。各種保険には御自身で加入していただく必要があります。

6 応募方法

(1) 応募方法

下記の書類を担当者(五十嵐)宛てに、件名を「草の根外部委嘱員への応募(氏名)」として、メールで送付してください。

- ・ 和文履歴書(写真付き)
- ・ 志望動機・自己PR(A4版1~2枚、形式自由)

(2) 応募時の注意事項

- ・ 書類選考合格者に対して連絡の上、電話面接を実施します。
- ・ 履歴書に連絡先メールアドレス及び電話番号を明記してください。
- ・ 応募書類は当館にて然るべく管理し、返却は致しませんので、予め御了承願います。
- ・ 書類に御記入いただいた個人情報採用選考の目的のみに使用します。
- ・ 応募の秘密は厳守します。

7 応募先及び問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館 経済・開発協力班 担当:五十嵐

Eメールアドレス: toru.igarashi@mofa.go.jp

電話番号: +94-11-269-3831~3